

公示

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則（平成15年細則（調）第8号）（以下「細則」という。）に基づき下記のとおり特定者以外に参加意思を有し、参加要件を満たす者の有無を確認する公示を行います。

2021年12月8日

独立行政法人国際協力機構
東京センター 契約担当役 所長

調達管理番号	21c00966000000
調達件名	2021年度国別研修「イラン協同組合能力強化-生活協同組合分野-」に係る研修委託契約
業務種別	事業委託契約-本邦研修員受入事業-国別研修
仕様等	業務仕様書による
履行期間	2022年1月12日 ～ 2022年3月31日
選定方法	参加意思確認公募（詳細は業務仕様書による）
特定者	日本生活協同組合連合会
競争参加資格	<p>【事業委託契約-本邦研修員受入事業】公告・公示日において有効である全省庁統一資格を有すること。または、当機構の審査により同等の資格を有すると認められたもの。</p> <p>日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。</p> <p>契約事務取扱細則第4条に該当しないこと。</p> <p>その他、業務仕様書に記載の参加要件に該当すること。</p>
競争参加資格確認申請期限	2021年12月21日 17時
契約担当部署	<p>東京センター人間開発・計画調整課</p> <p>電話番号：03-3485-7661</p> <p>メールアドレス：ticthdop@jica.go.jp / Kanno.Naomi@jica.go.jp</p>
独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則参加資格	<p>以下のいずれにも該当しないこと</p> <p>(1) 当該契約を締結する能力を有しない者</p> <p>(2) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者</p> <p>(3) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）第2条第1項の各号に掲げる者</p> <p>(4) 独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程（平成20年規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者</p>
情報の公表について	<p>本競争への参加を以て、選定結果情報、契約情報（法人、個人、団体名（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員も同様）を含む）の公表に同意したものとみなします。</p> <p>機構の契約に関する情報の公表の基本方針は下記ウェブサイトの通りです。</p> <p>「公共調達の適正化に係る契約情報の公表について」 https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html</p>
その他	その他詳細は業務仕様書による

以上

2021 年度国別研修「イラン協同組合能力強化-生活協同組合分野-」
にかかる参加意思確認公募について

独立行政法人国際協力機構東京センター（以下、「JICA 東京」という。）は以下の業務について、参加意思確認書（様式 1 もしくは様式 2）の提出を招請します。

本業務は、イランにおける協同組合活動に携わる関係機関の組織強化に貢献するため、特に生活協同組合に焦点を当てて必要な知識や技術に関する研修を行うものです。

本業務の遂行にあたっては、日本生活協同組合連合会（以下、「特定者」という。）を契約の相手先として、JICA 所定の基準に基づき積算したうえで契約を締結する予定です。

特定者は、開発途上国における生活協同組合活動に関して、長年の経験があります。特に、2010 年から 2019 年には、ILO・日本生協連アフリカ協同組合リーダー視察研修を実施し、計 10 回に渡って、アフリカ 16 ヶ国から 43 名の協同組合幹部の視察を受け入れており、研修事業を通じた開発途上国の人材育成の知見等が集約されています。また、財政的・人的・組織的側面から生活協同組合の活動に必要な高度な知見を有しており、関連団体及び講師等、生活協同組合に関連する国内リソースとネットワークを構築しています。更に、特定者は国際協同組合同盟アジア・太平洋地域（ICA-AP）の生協委員会の企画として研修を実施してきた実績（「ICA-AP Training Program for Managers of Consumer Co-ops」等）もあり、国際的な生活協同組合の活動の知見から各国が直面する当該分野の課題を理解し、課題解決のための助言をしてきました。なお、2021 年度はオンラインにて研修を実施しており、JICA のオンライン研修においてもその知見を遺憾なく発揮できるノウハウを備えています。

これらの知見により、研修目標に沿った研修企画をはじめとして、対象国の状況に応じた柔軟な研修内容の検討及び運営が可能です。以上より、特定者は JICA 東京所管地域において、イランにおける協同組合能力強化の研修を企画する能力を備えており、以下の「2 応募要件」を満たし、本件業務を適切に実施し得る要件を備えていると考えますが、特定者以外の者で応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施します。

記

1. 業務内容

- (1) 業務名：2021 年度国別研修「イラン協同組合能力強化-生活協同組合分野-」にかかる研修委託業務
- (2) 担当部署：JICA 東京 人間開発・計画調整課
- (3) 業務内容：別添 1 研修委託契約業務概要の通り
- (4) 研修期間（予定）：【遠隔型研修】2022 年 2 月上旬から 2 月中旬実施（10 日間程度）

2. 応募要件

(1) 基本的要件

- ① 公示日において令和 01・02・03 年度全省庁統一資格を有する者。（以下「全省庁統一資格保有者」という。）ただし、上記における全省庁統一資格保有者でない者で参加意思確認書を希望する者は、当機構から競争参加資格審査を受けることができます。
- ② 契約事務取扱細則第 4 条第 1 項の規定に該当しない者。
具体的には、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、参加意思確認書を提出する資格がありません。
- ③ 当機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成 20 年 10 月 1 日規程（調）第 42 号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けていないこと。具体的には以下のとおり扱います。
 - ・資格停止期間中に提出された参加意思確認書は、無効とします。
 - ・資格停止期間中に公示され、参加意思確認書の提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、参加意思確認書を受け付けます。
- ④ 日本国で試行されている法律に基づき登記されている法人である者。
- ⑤ 以下の要件のいずれにも該当しないこと、また、当該契約満了までの将来においても該当することはないことを誓約する者。
競争から反社会的勢力を排除するため、参加意思確認書を提出しようとする者（以下、「提出者」という。）は、以下のいずれにも該当することはないことを誓約していただきます。具体的には、参加意思確認書の提出をもって、誓約したものとします。
なお、当該誓約事項による誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、参加意思確認書を無効とします。

- ア) 提出者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（これらに準ずるもの又はその構成員を含む。平成 16 年 10 月 25 日付警察庁次長通達「組織犯罪対策要綱」に準じる。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- イ) 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 号第 6 号に規定する暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しないものである。
- ウ) 反社会的勢力が提出者の経営に実質的に関与している。
- エ) 提出者又は提出者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ) 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ) 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ) 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク) その他、提出者が東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号）に定める禁止行為を行っている。

(2) その他の要件

業務を遂行する法人としての能力を有すること。また、業務を総括するための総括責任者を選任し、機構担当者及び関係機関等と密接な連絡を保ちつつ研修業務が円滑に進むような体制を構築できること。

3. 手続きのスケジュール

(1) 参加意思確認書の提出（様式 1・2）	提出期間	2021 年 12 月 21 日（火）17 時まで
	提出場所	JICA 東京 人間開発・計画調整課
	提出書類	参加意思確認書、「2. 応募要件」に求められる実績等を証明する資料（写し可）※詳細は欄外参照のこと。
	提出方法	メール ※下記欄外の「メール送信の際の留意点」を参照の上、同項に記載の両方のメールアドレスへ提出期限までに必着で送信すること。

(2) 審査結果の通知	発送日	2021年12月28日(火)
	通知方法	メール
(3) 応募要件無しの理由請求	請求場所	JICA 東京 人間開発・計画調整課
	請求方法	メール 下記欄外の「メール送信の際の留意点」を参照の上、同項に記載の両方のメールアドレスへ提出期限までに必着で送信すること。
	請求締切日	2022年1月6日(木)
	回答発送日	2022年1月13日(木)
	回答方法	メール
(4) 担当者連絡先	〒151-0066 東京都渋谷区西原 2-49-5 JICA 東京 人間開発・計画調整課 (担当: 菅野) 電話: 03-3485-7661 メールアドレス: ticthdop@jica.go.jp / Kanno.Naomi@jica.go.jp	

※提出書類について

- 1) 参加意思確認書(様式1)及びその添付書類(法人概要、パンフレット等)
- 2) 令和01・02・03年度全省庁統一資格の資格審査結果通知書の写し
- 3) 誓約書(様式3)

【メール送信の際の留意点】

- ・メールの受信制限があるところ、送付メールの容量は5MB以下とすること。
- ・データ容量が大きい場合は、上記、参加意思確認書(様式1)のPDFデータを受領後1営業日以内に、提出された「参加意思確認書」に記載されているメールアドレスに対して、大容量データ受け渡しサイト(ギガポッド)のURLと、同URLにログインするためのIDとパスワードをメールで送付する(ただし、パスワードについては、別メールにて送付する)。同URLにアクセスし、IDとパスワードを入力してログインの上、提出する書類を同サイトにアップロードした後、必ずメールにて担当者へ一報すること。
- ・上記大容量データ受け渡しサイト(ギガポッド)が利用できない場合は、郵送又は持参で提出すること。
- ・JICA東京では、受信内容を確認の上、24時間以内に(土・日・祝日をはさむ場合は翌営業日の17時までに)受信確認メールを送付するが、万一連絡がない場合は、JICA東京へ問い合わせをすること。メール提出時刻から24時間以内の問い合わせは原則受け付けないので、早期の提出を推奨する。

4. その他

- (1) 提出期限を過ぎて提出された参加意思確認書等は無効とします。
- (2) 参加意思確認書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- (3) 提出された参加意思確認書等は返却しません。
- (4) 機構は提出された参加意思確認書等を、参加意思確認書等の審査の目的以外に提出者に無断で使用しません。
- (5) 提出期限以降における参加意思確認書及び添付書類の差し替え及び再提出は認めません。
- (6) 審査の結果、応募要件を満たさなかった者は、書面によりその理由について説明を求めることができます。(上記3(3)を参照ください。)
- (7) 公募の結果、応募要件を満たす者がいない場合は、特定者との随意契約手続きに移行します。また、応募要件を満たす者がいる場合は、指名による企画競争を行います。その場合の日時、場所等の詳細は、応募要件を満たす者及び特定者に対して、別途連絡します。
- (8) 予算その他機構の事情により、当該手続きを中止する場合があります。
- (9) 手続きにおいて使用する言語及び通貨：日本語及び日本国通貨に限ります。
- (10) 契約保証金：免除します。
- (11) 共同企業体の結成：認めません。
- (12) 当機構の契約競争関連規程は、当機構ホームページの「調達情報」(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/index.html>)にて公開中です。
- (13) 情報の公開について：

本公示により、参加意思確認書を提出する法人・団体等については、その法人、団体等名を契約情報として当機構ホームページ上に原則公表しますのでご承知下さい。

また、本公募により契約に至った契約先に関する以下の情報を当機構ホームページ上で公表することとしますので、本内容に同意の上で、参加意思確認書の提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。

なお、参加意思確認書の提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

① 公表の対象となる契約相手方：

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言す

ることなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

イ. 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

② 公表する情報

契約ごとに、契約名称及び契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の氏名、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名

イ. 契約相手方の直近3ヵ年の財務諸表における当機構との取引高

ウ. 契約相手方の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

③ 当機構の役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

④ 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くこととなります。

以上

研修委託契約業務概要

1. 案件の概要

(1) 研修コース名

2021 年度国別研修「イラン協同組合能力強化-生活協同組合分野-」

(2) 研修の目的

1) 案件背景・概要

イラン政府は第 6 次国家開発計画で、経済活動の 25%を協同組合活動が担うことを位置付けており、安定かつ質の高い経済成長の観点から、協同組合活動の促進を重視している。本研修の参加者の多くが所属するイラン協同組合会議所（Iran Chamber of Cooperatives。以下「ICC」という。）は、活動組織数 92,000、会員数 1,400 万人、労働者 170 万人を擁する大規模な組織であるが、組合組織全体の利益拡大を追求し、売り上げのみではなく、組合活動を通じて、商業・工業の発展や雇用開発に広く貢献することを目的に活動しており、その対象には地方農村部や貧困層も含まれる。しかしながら、各組織の運営は所属する個人の能力に依っており、協同組合全体の能力の底上げのためには、ICC とその傘下の 14 セクターの協同組合連合会の組織的な能力強化が課題となっている。かかる状況下、イラン政府は ICC とその傘下の主要セクターごとの協同組合、特に生活協同組合（以下「生協」という。）及び農業協同組合（以下「農協」という。）の戦略（財政、組織、人材開発）の強化を図るため、日本政府に協力を要請した。

JICA は、イラン政府からの要請に基づき、2020 年度から 2022 年度までの 3 年間の研修を計画している。2020 年度には、日本の各協同組合を束ねる日本協同組合連携機構（Japan Co-operative Alliance。以下「JCA」という。）の協力を得て、日本の協同組合の概要や JCA の組織・運営に関する国別研修を実施した。2021 年度は日本の各協同組合の中でも、特にイラン政府からのニーズが高い農協と生協の事業に関する研修を農協、生協の順にそれぞれ実施する予定である。また、2022 年度には、過去の研修で得られた知見を基に、ICC、イラン農協、イラン生協が組織強化のための戦略を作成することを支援し、三年間の研修を通じて総合的にプロジェクト目標を達成することを目指している。

本研修はこのうち、2021 年度の 2 回目にあたる。研修内容は生協分野に特化し、①研修参加者が、日本の生協組織の事業理解を通じて、イランにおける協同組合の組織及び事業の活性化につながる端緒を開くこと、

②研修参加者が、組織的視点及び事業連携の視点からイランと日本の生協組織を比較し、各々の組織・事業について理解を深めること、③研修参加者が、日本の生協組織における能力開発の仕組みを学ぶことで、組織運営・事業推進のベースとなる人材育成の強化について理解を深めること等を目指す。

2) 研修の目標

ICC と対象セクター（生協・農協）の財政的・人的・組織的側面を含む戦略が強化される。

※3年間で実施する研修の成果を記載。

3) 研修で達成される成果

1：ICC と対象セクター（生協・農協）の協同組合連合会の戦略の課題が明らかになる。

2：ICC と対象セクター（生協・農協）の協同組合連合会のビジネス活性化のコンサルテーション能力（ビジネス開発サービス）が向上する。

3：ICC と対象セクター（生協・農協）の協同組合連合会が協力し、組織強化戦略が作成される。

※3年間で実施する研修の成果を記載。本研修においては、生協分野における成果1，2の達成を目指す。

(3) 研修期間予定

2022年2月上旬から2月中旬（10日間程度）

※今回の研修の期間。

(4) 対象となる研修員

・ 定員：最大 15-20 名

・ 対象者：1) イラン協同組合会議所（ICC）より幹部クラス 10 名

2) イラン生活協同組合連合会より職員 5-10 名

・ 使用言語：ペルシャ語

※研修監理員（通訳、研修員のとりまとめ等を担当）を JICA 側で手配し、講義・視察時の日本語・ペルシャ語の通訳を担当いたします。

2. 研修方法

(1) 本研修は、実施時期を 2022 年 2 月上旬から 2 月中旬頃、実施期間を 10 日間程度とし、遠隔研修としてオンラインで実施します。

(2) 講義：テキスト・レジュメ等を準備し、必要に応じて視聴覚教材を利用し

て、研修員の理解を高めるよう工夫して下さい。また、研修員相互の意見交換や研修員のディスカッションへの参加を促し、参加型の講義とするよう留意して下さい。本研修は遠隔研修となるため、受講環境、インターネット環境、必要機材なども確認の上、研修員によるアクセスが容易かつ自己学習しやすい教材を作成して下さい。また、可能な限り研修員の自習進捗状況を確認し、受講漏れのないよう管理してください。講義については、質問対応等可能な限りフォロー体制を構築下さい。

- (3) 演習・実習：講義で得られた知見をもとに関係者との意見交換を通じて、研修員が事業実施において参考となる知識・技術を習得できるように努めて下さい。なお、遠隔研修における演習・実習は困難ですが、代替手段の可能性があればこれを含めて提案願います。
- (4) レポートの作成・発表：各レポートの作成・発表にあたっては、各研修員の問題意識について研修員・日本側関係者間で相互理解を深めるよう配慮し、あわせて研修受講後の問題解決能力を高めるよう努めて下さい。
- (5) 研修概要
以下の内容の講義、視察（オンライン）、討論を行う。
 - 1) 講義・演習等（以下は案）
 - ・生協の組織概要について（組織、戦略等）
 - ・生協の事業について（購買事業、PB商品事業等）
 - ・現場視察（映像を通じた視察）
 - ・組織内教育体制 等
 - 2) アクションプランの作成・発表
- (6) 研修付帯プログラム（参考情報：JICA 東京が実施するプログラム）
 - ① 開講式：遠隔研修初日 0.5 日間
 - ② 評価会及び閉講式：遠隔研修最終日 0.5 日間

3. 委託業務の範囲及び内容

(1) 研修全般に関する業務

- ① 研修カリキュラム、研修詳細計画書様式による日程案の作成及び関係先との調整
- ② 研修実施に必要な経費の見積及び経費処理
- ③ 研修実施要領の確認（評価項目・評価基準の策定）
- ④ コース評価要領の作成
- ⑤ 当機構その他関係機関との連絡・調整
- ⑥ 研修監理員との調整・確認
- ⑦ コースオリエンテーションの実施
- ⑧ 研修の運営管理とモニタリング

- ⑨ 研修員の技術レベルの把握（個別面接の実施等）
- ⑩ 各種発表会の実施
- ⑪ 研修員作成の各種レポートの分析・評価、作成指導
- ⑫ 研修員からの技術的質問への回答、理解促進
- ⑬ 評価会への出席、実施補佐
- ⑭ 開・閉講式への出席、実施補佐
- ⑮ 反省会への出席
- ⑯ 講義、視察の評価
- ⑰ 教材の作成
- ⑱ 連絡調整のプラットフォームの作成、利用、運営管理
- ⑲ 上記をオンラインで実施するための準備、実施、遠隔での運営管理

（２）講義（演習・実習）の実施に関する業務

- ① 講師の選定・確保
- ② 講師への講義依頼文書の発出
- ③ 講義室及び使用資機材の確認
- ④ 講義テキスト、映像教材、資機材、参考資料の準備（ペルシャ語への翻訳・印刷製本含む）・確認（著作権処理を含む）
- ⑤ 講義テキスト、映像教材、参考資料の研修員への配布（使用許諾確認を含む）
- ⑥ 講義等実施時の講師への対応
- ⑦ 講師謝金の支払い
- ⑧ 講師への旅費及び交通費の支払い（契約交渉の結果によっては、講師以外の移動の手配、支払等を含むこともあります）
- ⑨ 講師（又は所属先）への礼状の作成・送付

4. 契約金

JICA が定める基準に基づき積算した見積書を基に、契約交渉を経て決定します。

5. 本業務にかかる報告書の提出

下記報告等を各 1 部作成し、研修期間完了後速やか（契約履行期間終了の 10 営業日前まで）に提出して下さい。

- （１）業務完了報告書（研修教材の著作権処理報告含む）
- （２）情報廃棄報告書
- （３）以下の電子データ
 - ① 最終化されたアクションプラン、プログレスレポート

- ② 研修教材一式（動画等を含む完成品全て）
- ③ 業務完了報告書及び添付資料
- （４）経費精算報告書

6. 留意事項

本業務概要は公示時点のもので、詳細については変更となる可能性もあります。

以上

全省庁統一資格を有している場合

様式1

2021年 月 日

参加意思確認書

独立行政法人 国際協力機構
東京センター 契約担当役
所長 田中 泉 殿

提出者 (法人番号)
(所在地)
(貴社名)
(代表者役職氏名)

2021年度国別研修「イラン協同組合能力強化-生活協同組合分野-」に係る参加意思確認公募について応募要件を満たしており、業務への参加を希望しますので参加意思確認書を提出します。

記

1 組織概要

※組織概要について記載すること（パンフレット等で代用できる場合は、パンフレットを添付すること）。

2 応募要件に関する記述

- ※ 公募に掲げる応募要件を満たしている状況等について記載すること。
- ※ サイズ：A4版縦、記載しきれない場合は、別紙添付でも可。

以上

*** 全省庁統一資格を有していない場合 ***

様式 2

2021年 月 日

参加意思確認書

独立行政法人 国際協力機構
東京センター 契約担当役
所長 田中 泉 殿

提出者 (法人番号)
(所在地)
(貴社名)
(代表者役職氏名)

2021年度国別研修「イラン協同組合能力強化-生活協同組合分野-」に係る参加意思確認公募において、業務への参加を希望しますので参加意思確認書を提出します。

記

1 組織概要

※組織概要について記載すること（パンフレット等で代用できる場合は、パンフレットを添付すること）。

2 応募要件に関する記述

- ※ 公募に掲げる応募要件を満たしている状況等について記載すること。
- ※ サイズ：A 4 版縦、記載しきれない場合は、別紙添付でも可。

3 付属書類

- ・ 登記簿謄本（写）
- ・ 財務諸表（直近1か年分）（写）
- ・ 納税証明書（その3の3）
- ・ 営業経歴書（過去1年間の事業実績を示す資料など）

以上

提出日：2021年 月 日

誓 約 書

独立行政法人 国際協力機構
東京センター 契約担当役
所長 田中 泉 殿

2021年度国別研修「イラン協同組合能力強化-生活協同組合分野-」の実施に係る競争参加資格の確認を受けるに際し、以下に、記載の事項について誓約します。

なお、当該記載事項に係る誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、競争参加資格が無効となることに同意します。

住 所
法 人 名
法 人 番 号
役 職 名
代 表 者 氏 名
役職印

1 反社会的勢力の排除

競争から反社会的勢力を排除するため、以下のいずれにも該当しないこと。

- ア. 競争参加者の役員等（競争参加者が個人である場合にはその者を、競争参加者が法人である場合にはその役員をいう。以下同じ。）が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（これらに準ずるもの又はその構成員を含む。平成16年10月25日付警察庁次長通達「組織犯罪対策要綱」に準じる。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- イ. 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
- エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、応札者が東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）又は

これに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

2 個人情報及び特定個人情報等の保護

社として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成26年12月11日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等（※1）を適切に管理できる体制を以下のとおり整えていること。

（中小規模事業者（※2）については、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」別添「特定個人情報に関する安全管理措置」に規定する特例的な対応方法に従った配慮がなされていること。）

- ア. 個人情報及び特定個人情報等の適正な取扱いや安全管理措置に関する基本方針や規程類を整備している。
- イ. 個人情報及び特定個人情報等の保護に関する管理責任者や個人番号関係事務取扱担当者等、個人情報及び特定個人情報等の保護のための組織体制を整備している。
- ウ. 個人情報及び特定個人情報等の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報及び特定個人情報等の適切な管理のために必要な安全管理措置を実施している。
- エ. 個人情報又は特定個人情報等の漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合に、適切かつ迅速に対応するための体制を整備している。

（※1）特定個人情報等とは個人番号（マイナンバー）及び個人番号をその内容に含む個人情報をいう。

（※2）「中小規模事業者」とは、事業者のうち従業員の数が100人以下の事業者であって、次に掲げる事業者を除く事業者をいう。

- ・ 個人番号利用事務実施者
- ・ 委託に基づいて個人番号関係事務又は個人番号利用事務を業務として行う事業者
- ・ 金融分野（金融庁作成の「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」第1条第1項に定義される金融分野）の事業者
- ・ 個人情報取扱事業者

以 上